

(様式 7)

令和 年 月 日

伊丹市教育委員会 様

学校施設損傷・滅失報告書

運営委員会

学校運営委員会

団体名

代表者

このたび学校施設を損傷・滅失いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

発生日時	
発生場所	
事故内容	
事故に至った経緯	
対応結果	
今後の対策	
備考	

◎関係法令

伊丹市立学校園施設等の使用に関する条例  
(原状回復等)

第7条 施設を使用する者が施設、施設の付属物、備品等を損傷または滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

伊丹市立学校施設開放事業に関する規程  
(使用者の弁償責任)

第15条 使用者は、その責に帰すべき理由により開放校の施設・設備を損傷または滅失したときは、教育委員会、学校長、運営委員会に報告しなければならない。

2 使用者は、前項の損傷または滅失した施設・設備について、学校長と調整を行い、速やかにこれを原状に回復し、またはその損害を弁償しなければならない。

3 使用者は、前項の原状回復及び損害の弁償後、速やかに学校施設損傷・滅失報告書(様式7)を教育委員会に提出しなければならない。